

# 官報 号外

昭和五十一年四月二十九日

## ○第八十回 衆議院会議録 第一十三号

昭和五十二年四月二十九日(金曜日)

議事日程 第十八号

昭和五十二年四月二十九日

午前零時十分開議

第一 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

第二 國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 領海法案(内閣提出)

第五 漁業水域に関する暫定措置法案(内閣提出)

第六 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

第七 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 國際開發協会への加盟に伴う措置に

午前零時四十三分開議  
○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

日程第一 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案、日程第二、國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長小淵恵三君。

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案及び同報告書

国際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[小淵恵三君登壇]

○小淵恵三君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、わが国の航空運送貨物の著しい増加に対処し、航空運送貨物の税関手続を電子情報処理組織、すなわち、電算機システムを使用して迅速かつ的確に処理するため、関税法等の特例を定めるとともに、このシステムの運営体として、新たに航空貨物通関情報処理センターを設立することとし、これについての所要の規定を設けようとするものであります。その概要是次のとおりであります。

まず第一は、電算機システムによる税関手続についてであります。納税申告その他の税関手続は、現行法では、原則として書面によることとされておりますが、これを電算機システムを使用して行えることとし、この場合の関税等の納付に振替納税制度を導入することといたしております。第二は、航空貨物通関情報処理センターについてであります。センターの資本金は、電算機システムを共同で使用する政府及び民間が出資することとし、その設立には、大蔵大臣の認可を必要とし、また、センターの適正な運営を期するため、その監督、役員の秘密保持義務等の規定を置くことといたします。本案につきましては、審査の結果、去る二十二日質疑を終了し、二十六日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、国際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。御承知のとおり、国際開發協会は、昭和三十五年に設立され、開発途上国に対しきわめて緩和された条件で融資を行い、その経済的、社会的開発の促進に大きな役割を果たしておりますが、その原資は、本年六月には全額融資約束済みとなる見通しとなっております。このため、第五次増資について関係国で累次にわたる検討がなされ、これに基づき、本年七月以降三年間の融資に充てるため、総額約七十六億ドルの出資とその分担等に関する決議が成立いたしました。わが国は、同協会の原加盟国として從来の出資にも応分の出資を行つてまいりましたが、今回の増資にも賛成投票を行つております。ここにおいて、わが国といたしましては、同協議の定めるところに従い、同協会に対し出資する

ための措置を講ずる必要があり、この法律案が提案されたものであります。その内容は、国際開発協会に対し、従来の出資の額のほか、二千二百三十四億六千一百八十万円の範囲内において出資することができます。

なお、協会に対する出資は、国債で行なうことが認められております。

本案につきましては、審査の結果、去る二十六日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、本案に対しましては、全会一致の附帯決議が付せられましたことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 労働安全衛生法及びじん肺法の一  
部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長橋本

龍太郎君。

○橋本龍太郎君 登壇

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

第四に、事業者は、労働者のじん肺の進展段階に応じて、その者の粉じんにさらされる程度の低減または粉じん作業から他の作業への転換等の措置を講ずるよう努めなければならないものとすること、図るものとすること、

○議長(保利茂君) 日程第四、領海法案、日程第五、漁業水域に関する暫定措置法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長金子岩三君。

○金子岩三君 登壇

領海法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

第五に、都道府県労働基準局長は、事業者に対して、じん肺管理区分が管理三である労働者の作業転換を勧奨し、または指示することができるものとすること、

第六に、じん肺管理区分が管理四と決定された者及びじん肺の合併症にかかるいると認められる者は、療養を要するものとすること

第五に、都道府県労働基準局長は、事業者に対して、じん肺管理区分が管理三である労働者の作業転換を勧奨し、または指示することができるものとすること、

第六に、じん肺管理区分が管理四と決定された者及びじん肺の合併症にかかるないと認められる者は、療養を要するものとすること

○議長(保利茂君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 領海法案(内閣提出)

日程第五 漁業水域に関する暫定措置法案

(内閣提出)







## 文教委員

辞任

石川

要三君

一弥君

西銘

順治君

渡辺

秀央君

## 商工委員

渡辺

秀央君

## 農水委員

藏内

島村

西銘

順治君

渡辺

秀央君

石川

要三君

一弥君

## 建設委員

島村

西銘

渡辺

秀央君

大成

正雄君

北川

葉梨

渡部

中村

葉梨

渡部

大成

正雄君

甘利

大原

正雄君

渡部

大成

正雄君

渡部

大成

正雄君

渡部

大成

正雄君

渡部

大成

正雄君

補欠  
小林  
正巳君（特別委員辞任及び補欠選任）  
一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
公害対策並びに環境保全特別委員（議案付託）  
一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次付された次の議案を受領した。  
戦時災害援護法案（議案受領）  
一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
公害対策並びに環境保全特別委員（議案提出）  
一、昨二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
公害対策並びに環境保全特別委員（議案受領）  
一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次付された次の議案を受領した。  
漁業水域に関する暫定措置法案（内閣提出第七四号）（議案付託）  
一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次付された次の議案を受領した。（議案受領）  
一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。（議案提出）  
一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。  
母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案（金子みつ君外一名提出）（議案提出）  
一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案（土井たか子君外四名提出、衆法第三八号）（議案提出）  
一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。  
母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案（金子みつ君外一名提出、衆法第三八号）（議案受領）  
一、去る二十二日、参議院において次の本院提出付された議案は次の委員会に付託された。  
戦時災害援護法案（片山甚市君外二名提出、参法第一五号）（予）（議案受領）  
一、去る二十二日、参議院において次の内閣提出付された議案は次の委員会に付託された。（議案受領）  
一、去る二十二日、参議院において次の本院提出付された議案は次の委員会に付託された。（議案受領）  
一、去る二十二日、参議院において次の内閣提出付された議案は次の委員会に付託された。（議案提出）  
一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。（議案提出）  
一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
国民年金法等の一部を改正する法律案（議案提出）  
一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。（議案提出）  
一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（議案提出）  
一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
繊維染料インジゴの供給確保に係る国の助成に関する質問主意書（古川雅司君提出）（議案提出）  
一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。（議案提出）  
一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。（議案提出）  
一、去る二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。（議案提出）  
一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。（議案提出）  
一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。（議案提出）  
一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。（議案提出）  
一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。



本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。

## (持分の払戻し等の禁止)

第十一条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

## 2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質

権の目的としてこれを受けることができない。

## (持分の譲渡等)

第十二条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

## 2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者

について第四十六条第二項各号に掲げる事項を

出資者原簿に記載した後でなければ、センター

その他の第三者に対抗することができない。

## (名称)

第十三条 センターは、その名称中に航空貨物通

## (登記)

関情報処理センターという文字を用いなければ

ならない。

2 センターでない者は、その名称中に航空貨物

通関情報処理センターという文字を用いてはな

## (登記)

第十四条 センターは、政令で定めるところによ

り、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

## (民法の準用)

第十五条 センターを設立するには、通関業、航

空運送事業その他物資の国際的流通に関する専

門的知識を有する者七人以上が発起人となるこ

(役員の職務及び権限)

第二十三条 理事長は、センターを代表し、その

べき者が指名されたときは、発起人は、逕轍なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長が府以外の者に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大蔵

省令で定める。

(設立の認可の申請)

第十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の登記)

第十七条 大蔵大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

1 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

2 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

3 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

4 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、航空貨物業務の迅速かつ的確な処理に資することが確実であると認められること。

(役員の任期)

第二十一条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

1 目的

2 名称

3 事務所の所在地

4 資本金 出資及び資産に関する事項

5 役員に関する事項

6 業務及びその執行に関する事項

7 財務及び会計に関する事項

8 定款の変更に関する事項

9 公告の方法

(役員の解任)

第二十二条 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

2 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ

## 第二節 設立

## (発起人)

第十五条 センターを設立するには、通関業、航空運送事業その他物資の国際的流通に関する専門的知識を有する者七人以上が発起人となるこ



規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

**第五十条** 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をしたセンターの役員は、五万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十四条第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第五十一条 第十二条第二項の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

**第四条** 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「海上災害防

#### (所得税法の一部改正)

止セントー」の下に「航空貨物通関情報処理センター」を加える。

**第五条** 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のよう改正する。

別表第一第一号の表中公害防止事業団の項の次に次のように加える。

航空貨物通関情報処理センター

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のよう改正する。

別表第二第一号の表中公害健康被害補償協会の項の次に次のように加える。

航空貨物通関情報処理センター

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中公害健康被害補償協会の項の次に次のように加える。

航空貨物通関情報処理センター

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第四第一号の表中公害健康被害補償協会の項の次に次のように加える。

航空貨物通關情報処理センター

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第五第一号の表中公害健康被害補償協会の項の次に次のように加える。

航空貨物通關情報処理センター

航空運送貨物の税關手續の特例等に関する法律(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第六第一号の表中公害健康被害補償協会の項の次に次のように加える。

航空貨物通關情報処理センター

航空運送貨物の税關手續の特例等に関する法律(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第七第一号の表中公害健康被害補償協会の項の次に次のように加える。

航空貨物通關情報処理センター

航空運送貨物の税關手續の特例等に関する法律(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第八第一号の表中公害健康被害補償協会の項の次に次のように加える。

航空貨物通關情報処理センター

#### 航空運送貨物の税關手續の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和五十二年四月二十六日 大蔵委員長 小渕 恵三

衆議院議長 保利 茂殿

本案は、航空運送貨物の税關手續を電算機システムを使用して迅速かつ的確に処理するため、関税法等の特例を定めるとともに、この電算機システムの運営体として航空貨物通關情報処理センターを設立することとし、これに関する所用の規定を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 電算機システムによる税關手續

航空運送貨物の納稅申告等の税關手續は、書面によることなく電算機システムを使用して行えることとし、その関税等の納付に振替納稅制度を導入し、これによる場合には、税關長は、電算機システムにより輸入者等の預金口座を確認し、直ちにその輸入を許可することができるとしている。

(二) 航空貨物通關情報処理センター

センターは官民共同出資による法人とし、その設立には大蔵大臣の認可を要することとする。

その他、センターの適正な運営を確保するため、これに対する大蔵大臣の監督、役職員の秘密保持義務等の規定を設けることとする。

議案の可決理由

航空運送貨物の現況にかんがみ、電算機システムを導入してその税關手續を処理することとする本案は、通關の円滑化等に資するものとの認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

6 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、二千二百三十四億六千二百八十万円の範囲内において出資することができる。

第二条に次の二項を加える。

法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律

第三十五条法律(昭和五十三年四月八日施行)の一部を次のように改正する。

二十六条の二 航空貨物通關情報処理センターを監督すること。

第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

二十四条第一項の二中第七号を第八号とし、第六号を六号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 航空貨物通關情報処理センターを監督すること。

二 本法施行に伴う経費

昭和五十二年度一般会計予算に、航空貨物通關情報処理センターの業務運営に必要な経費とし、航空運送貨物の輸入申告等を電子情報処理組織を使用して迅速かつ的確に処理するため関税法等の特例を定めるとともに、電子情報処理組織により処理される業務の適正な運営を図るために所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の要旨及び目的

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律

昭和五十二年四月二十六日 法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和五十二年四月二十六日 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律

出資の額のほか、二、二三四億六、二八〇万円の範囲内において出資することができる

右報告する。

するものである。

なお、出資は、本邦通貨にかえて、国債で行うこととしている。

## 二 議案の可決理由

我が國が国際開発協会の増資に応ずることは、開発途上国に対する経済協力の一環として適切妥当な措置であることを認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十二年四月二十六日

衆議院議長 保利 茂殿  
大蔵委員長 小淵 恵三

〔別紙〕

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に対する附帯決議

一 発展途上国への累積債務が増大しつつある現状にかんがみ、我が国も国際的に應分の負担をするこことによって、发展途上国への経済開発並びに生活水準の向上に資するよう努力すべきである。

二 国際通貨基金の任務の重大性にかんがみ、その増資などに当たつては政府は、最近における各国の経済の実体が反映されるよう努めるべきである。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

右

昭和五十二年三月十八日

内閣総理大臣 福田 起夫

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律

## (労働安全衛生法の一部改正)

第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条の五」に改

める。

第二条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号の次に次の「一」を加える。

三の二 化学物質・元素及び化合物をいう。

第三条第一項中「單に」の下に「この法律で定める」を加える。

第十一條に次の「一」を加える。

3 労働基準監督署長は、前項の規定により安

全管理者の解任を命ぜようとするときは、あ

らかじめ、事業者及び当該安全管理責任者にその

理由を通知し、意見を述べ、及び証拠を提出

する機会を与えるなければならない。

第十二条第二項中「前項第二項」の下に「及び

第三項」を加える。

第十五条に次の「一」を加える。

4 第十条第三項の規定は、統括安全衛生責任

者の業務の執行について準用する。この場合

において、同項中「事業者」とあるのは、「当

該統括安全衛生責任者を選任した事業者」と

読み替えるものとする。

第二十八条の見出し中「及び望ましい作業環

境の標準」を等に改め、同条第三項中「前二項

の規定により」「前二項の規定により」に改め、「技術上の指針」の下に「労働者の健康障

害を防止するための指針」を加え、「行なう」を

「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「一」を加える。

2 労働大臣は、次の化学物質で労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。

一 第五十七条の二第四項の規定による勧告又は第五十七条の三第一項の規定による指

## (示に係る化学物質)

二 前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの

同条第一項中「機械等のうち、」を「機械等(次条第一項に規定する機械等を除く)」のうち、その構造、性能等を考慮して「に改め、「当該機械等について」を削り、「検定代行機関」を「個別検定代行機関」に、「行なう」を「個々に行う当該機械等についての」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「附されていない」を「付されない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「検定」を「個別検定」に、「附し」、「付してはならない」を「付してはならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第五項中「前項の検定(以下「検定」という。)」を「個別検定」に、「当該個別検定」に、「附さなければならぬ」を「付さなければならぬ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「一」を加える。

3 労働大臣又は型式検定代行機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。

4 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を製造し、又は輸入したときは、当該機械等に、労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等に当該機械等を製造し、及び検査する設備等

が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

5 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

6 第一項の機械等で、第四項の表示が付されないものは、使用してはならない。

第四十四条の三 型式検定合格証の有効期間(次項の規定により型式検定合格証の有効期間が更新されたとき)は、前条第一項の機械等の種類に応じて、労働省令で定める期間とする。

2 型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、型式検定を受けなければならない。

第四十五条に次の「一」を加える。

1 第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は労働大臣の指定する者(以下「型式検定代行機関」という。)が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるところについて同項の規定による自主検査のうち、労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行なうときは、その使用する労働者で労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について



## 第五十七条の三 労働大臣は、化学物質で、が

んその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものについて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めときは、労働省令で定めるところにより、当該化学物質を製造し、輸入し、又は使用している事業者その他労働省令で定める事業者に対し、政令で定める有害性の調査(当該化学物質が労働者の健康障害に及ぼす影響についての調査をいう。)を行い、その結果を報告すべきことを指示することができること。

## 2 前項の規定による指示は、化学物質についての有害性の調査に関する技術水準、調査を実施する機関の整備状況、当該事業者の調査の能力等を総合的に考慮し、労働大臣の定める基準に従つて行うものとする。

3 労働大臣は、第一項の規定による指示を行おうとするときは、あらかじめ、労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聽かなければならぬ。

4 第一項の規定による有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

5 第一項の規定により第一項の規定による指示について意見を求められた学識経験者は、当該指示に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(国への援助等)

## 第五十七条の四 国は、前二条の規定による有害性の調査の適切な実施に資するため、化学物質について、有害性の調査を実施する施設の整備、資料の提供その他必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めるものとする。

第五十八条の見出し中「有害性」を「事業者の行うべき」に改め、同条中「化学薬品」を「化学

物質」に改める。

## 第六十五条に次の二項を加える。

6 事業者は、第一項又は前項の規定による作業環境測定の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

第六十六条第六項中「前項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、「短縮」の下に「等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 事業者は、労働省令で定めるところにより、第一項から第四項まで及び前項ただし書の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならぬ。

第七十一条第一項中「離職の際に」の下に「又は離職の後に」を加える。

第七十一条中「第六十五条の」を削り、「第六十六条及び第六十七条の」を「労働者に対する健診」といふ。」を加え、「行なう」を「行う」に改め、「健診」に改める。

第七十五条の見出しを「免許試験」に改め、同条第二項中「免許試験」の下に「以下「免許試験」といふ。」を加え、「行なう」を「行う」に改め、「健診」に改める。

同条第四項中第一項の「及び同項の」を削り、同条の次に次の二項を加える。

(指定試験機関の指定)

第七十五条の二 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に前条第一項の規定により都道府県労働基準局長が行う免許試験の実施に関する事務(以下「試験事務」といふ。)の全部又は一部を行わせることができること。

2 前項の規定による指定(以下第七十五条の

十二までにおいて「指定」という。)は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

## 3 都道府県労働基準局長は、第一項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

(指定の基準)

第七十五条の三 労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

第七十五条の六 第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関して著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すれば、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方針その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

二 労働大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくならぬた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうちに、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうちに、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の

日から起算して二年を経過しない者があること。

(役員の選任及び解任)

第七十五条の四 指定試験機関の役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 労働大臣は、指定試験機関の役員が、この大臣にその旨を届け出なければならない。免許試験員に変更があつたときは、同様とする。

3 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣にその旨を届け出なければならない。免許試験員に変更があつたときは、同様とする。

4 労働大臣は、免許試験員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該免許試験員の解任を命ずることができる。

(試験事務規程)

第七十五条の六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号

昭和五十二年四月二十九日 衆議院会議録第一十三号 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案及び同報告書

において「試験事務規程」という。)を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に對しこれを変更すべきことを命ずることができる。(事業計画の認可等)

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。(秘密保持義務等)

第七十五条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(免許試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(免許試験員を含む。)は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七十五条の九 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する監督上必要な命令をすることができる。(試験事務の休廃止)

第七十五条の十 指定試験機関は、労働大臣の

許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第七十五条の十一 労働大臣は、指定試験機関が第七十五条の三第二項第三号又は第五号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。

一 第七十五条の三第二項第六号に該当するとき。

二 第七十五条の四第二項、第七十五条の五第四項、第七十五条の六第三項又は第七十五条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第七十五条の五第一項から第三項まで、第七十五条の七又は前条の規定に違反したとき。

四 第七十五条の六第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 第百十条第一項の条件に違反したとき。(都道府県労働基準局長による免許試験の実施)

第六十条第一項の条件に違反したとき。

七 第七十五条の六第一項の規定による指

示を加え、「にに関する事務」を削る。

八 第九十六条第二項中「若しくは検定代行機関又は指定教習機関」を「個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、指定試験機関又は指定教習機関(以下「検査代行機関等」という。)に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

3 次の一項を加える。

3 都道府県労働基準局長は、労働衛生指導医を前条第二項の規定による事務に参画させることにより労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、試験事務の全部若しくは一部を実施することとが困難となつた場合において必要があると認めるとときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県労働基準局長が前項の規定により試験事務を自ら行う場合、指定試験機関が第七十五条の十の規定による労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、又は前条の規定により労働大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、労働省令で定める。

3 第百三十三条第二項中「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等」に改める。

4 第百四条中「第六十六条第一項から第四項までの」を「第六十五条第六項及び第六十六条第一項から第四項までに規定する」に改める。

5 第百五条第一項中「第五十四条」の下に「、第五十四条の二第二項」を、「第七十五条の十一第二項」を「第五十四条の五第二項」を、「第七十四条第一項第二号において」に、「第四十六条第三項」を「第四十六条第二項各号列記以外の部分」中「指定」とあるのは「第七十七条第一項に規定する指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。)」と、同条第三項、「に改める。

6 第八十七条第一項中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

7 第九十三条第三項中「第五十六条第一項の許可」の下に「、第五十七条の二第四項の規定による勅告、第五十七条の三第一項の規定による指示」を加え、「にに関する事務」を削る。

8 第九十六条第二項中「若しくは検定代行機関又は指定教習機関」を「個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、指定試験機関又は

9 第一百八条の二 労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係を把握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の

調査(以下この条において「疫学的調査等」という。)を行うことができる。

10 第一百八条の次に次の一条を加える。

11 第一百八条(疫学的調査等)

12 第一百八条の二 労働大臣は、労働者があらざればならない」に改める。

13 第一百六条中「国は」の下に「、第五十七条の四」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

14 第一百八条の二 労働大臣は、疫学的調査その他の

調査(以下この条において「疫学的調査等」という。)を行うことができる。

15 第一百八条の二 労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する委託を受け

16 第一百八条の二 労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する委託を受けた者は、疫学的調査等の実施に關し必要があると認めるときは、事業者、労働者その他の関係者に対し、質問し、又は必要な報告若しくは書類の提出を求めることができる。

17 第二項の規定により労働大臣が委託した疫学的調査等の実施の事務に従事した者は、その実施に關して知り得た秘密を漏らしてはな

らない。

第二百十一条第一項中「又は指定」を「指定又は登録」に、「附し」を付しに改め、同条第二項中「又は指定」を「指定又は登録」に改める。

第二百十一条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条中「又は検定」を「個別検定、型式検定又は免許試験」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(免許試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為については、労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第二百十二条中「手数料」の下に「国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)」を加え、同条第一号中「第七十五条第一項の免許試験に合格した者を除く。」を削り、同条第二号及び第六号中「行なう」を「行う」に改め、同条第七号中「検定(検定代行機関が行なうものを除く。)」を「個別検定(個別検定代行機関が行うものを除く。)」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七の三 第五十四条の三第一項の登録を受けようとする者

第二百十二条第十一号中「第七十五条第一項の」を削り、同号に次の二項を加える。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第二百十二条の次に次の二条を加える。

(公示)  
第二百十二条の二 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第四十二条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項又は第七十五条の二  
第一項の規定による指定をしたとき。

昭和五十二年四月二十九日 衆議院会議録第一二二号 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案及び同報告書

## 二 第四十九条(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)

又は第七十五条の十の許可をしたとき。

## 三 第五十三条第一項(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第七十五条の十一第一項の規定による取消しをしたとき。

四 第五十三条第二項(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第七十五条の二第一項の規定による取消しをしたとき。

## 五 第七十五条の十二第一項の規定により都道府県労働基準局長が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働基準局長が自ら行つて試験事務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

第六百六十六条中「三十万円」を「二百万円」に改める。

## 六 第百一十七条中「第五十六条第一項」を「第四十条の二第二項」を、「第五十六条第一項、第七十五条の八第一項」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第七百一十八条中「第五十四条」の下に「、第五十条の二第二項」を、「場合を含む。」の下に「、第五十四条の五第一項又は第七十五条の十第一項」を加え、「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等」と、「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十四条」の下に「及び第五十四条の二第二項」を、「場合を含む。」の下に「又は第七十五条の十」を加え、「又は検定」を「個別検定、型式検定又は試験事務」に改める。

第八百一十九条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十四条第四項、第五十七条第三項若しくは第四項」を「第四十四条第五項、第三项若しくは第四項」を「第四十四条第五項、第三项若しくは第四項」に改め、同条第三号

は「若しくは」に、「した者」を「し、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者」に改める。

第二百二十条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十四条第三項、第四十五条第一項若しくは第六項」を加え、同条第一号中「場合を含む。」の下に「、第五十七条第三項若しくは第六項」を加え、同条第一号中「第六十六条第一項から第三項まで」の下に「若しくは第六項」を加え、同条第一号中「場合を含む。」の下に「、第五十七条第三項若しくは第六項」を加え、同条第一号中「第四十四条第三項」を「第四十四条第三項又は第四十四条の二第二項」に改め、同条第四号中「第九十六条第一項」を「若しくは第三項」を加える。

第二百二十二条中「前項第一号の」を削り、同項第一号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 合併症 じん肺と合併した肺結核その他

のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があると認められる病病をいう。

第二条第二項中「前項第一号の」を削り、同項第一号を同項第三項とし、同項第一項の次に次の二項を加える。

2 合併症の範囲については、労働省令で定め第一条を次のように改める。

第三条 この法律の規定によるじん肺健康診断は、次の方針によつて行うものとする。

二 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全周のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査

二 労働省令で定める方法による胸部に関する臨床検査及び肺機能検査

三 労働省令で定める方法による結核精密検査その他の労働省令で定める検査

二 前項第二号の検査は、同項第一号の調査及び検査の結果、じん肺の所見がないと診断された者以外の者について行う。ただし、肺機能検査については、エックス線写真に一侧の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。次項及び次条において同じ。)があると認められる者その他の労働省令で定める者を除く。

3 第一条第三号の結核精密検査は同項第一号及び第二号の調査及び検査(肺機能検査を除く。)の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核にかかるおり、又はかか

病をいう。

第二条第一項第四号中「使用者」を「事業者」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 合併症 じん肺と合併した肺結核その他

のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があると認められる病病をいう。

第二条第二項中「前項第一号の」を削り、同項第一号を同項第三項とし、同項第一項の次に次の二項を加える。

2 合併症の範囲については、労働省令で定め第一条を次のように改める。

第三条 この法律の規定によるじん肺健康診断は、次の方針によつて行うものとする。

二 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全周のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査

二 労働省令で定める方法による胸部に関する臨床検査及び肺機能検査

三 労働省令で定める方法による結核精密検査その他の労働省令で定める検査

二 前項第二号の検査は、同項第一号の調査及び検査の結果、じん肺の所見がないと診断された者以外の者について行う。ただし、肺機能

能検査については、エックス線写真に一侧の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。次項及び次条において同じ。)があると認められる者その他の労働省令で定める者を除く。

3 第一条第三号の結核精密検査は同項第一号及び第二号の調査及び検査(肺機能検査を除く。)の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核にかかるおり、又はかか

昭和五十二年四月二十九日 衆議院会議録第一二三号

する法律案及び同報告書

七六〇

つて、同項第三号の労働省令で定める検査は同項第一号及び第二号の調査及び検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核以外の合併症にかかる疑いがあると診断された者（同項第三号の労働省令で定める検査を受けることが必要であると認めら

れた者に限る。)について行う。ただし、エッカス線写真に一侧の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影があると認められる者を除く。

第四条の見出し中「健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第一項中「中欄及び」を削り、同項の表を次のように改める。

二 合併症により一年を超えて療養のため休業した労働者が、医師により療養のため休業された労働者を除く。が、労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の健康診断において、じん肺の所見があり、又はじん肺にかかるつて疑いがあると診断されたとき。

型		エ フ ク ス 線 写 真 の 像	
第一型	第二型	第三型	第四型
じん肺管理区分	じん肺健康診断の結果	第四条第二項中「行なう」を行なうに改め、同項の表を次のように改める。	第四条第二項中「行なう」を行なうに改め、同項の表を次のように改める。
管理三	イ	兩肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少數あり、かつ、大陰影がないと認められるもの	兩肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
管理四	ロ	大陰影があると認められるもの	大陰影があると認められるもの
管 理 一	じん肺の所見がないと認められるもの	じん肺の所見がないと認められるもの	じん肺の所見がないと認められるもの
管 理 二	エックス線写真的像が第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの	エックス線写真的像が第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの	エックス線写真的像が第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管 理 三	(1) エックス線写真的像が第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一を超えるものに限る。)と認められるもの (2) エックス線写真的像が第一型、第二型、第三型又は第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。)と認められるもの	エックス線写真的像が第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一を超えるものに限る。)と認められるもの エックス線写真的像が第一型、第二型、第三型又は第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。)と認められるもの	エックス線写真的像が第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一を超えるものに限る。)と認められるもの エックス線写真的像が第一型、第二型、第三型又は第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。)と認められるもの
管 理 四			

る。「行わなければならぬ」を「行わなければならない」に改め

「第二章　予防及び健康管理」を削る。  
第五条の見出しが「(予防)」に改め、同条中「使用者」を「事業者」に改め、「発散の」の下に「防止及び」を加える。

## 第一節 じん肺健康診断の実施

前条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。  
第九条の見出しを「(定期外健康診断)」に改め、同条中「使用者」を「事業者」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条後段を削り、同条各号を次のように改める。

四 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に當時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理三である労働者（労働省令で定める労働者を除く。）一年第八条に次の一項を加える。

区分」に改め、同条第三号を次のように改める。  
三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に當時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理二である労働者（労働省令で定める労働者を除く。）三年第八条に次の一号を加える。

第九条の次に次の二条を加える。  
(離職時健康診断)  
第七条後段の規定は前項の規定によるし  
ん肺健康診断を行ふ場合に準用する。

第九条に次の二項を加える。

三 前二号に掲げる場合のほか、勞定めるとき。

業を要しなくなつたと診断されたとき。

二 合併症により一年を超えて療養のため休業中の労働者、医師二三、看護婦二つ大

ん肺にかかるている疑いがあると診断されたとき。

決定された労働者を除く。が、労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の健康診断において、じん肺の所見があり、又はこ

を行つた」に、「行なわなくともよい」を「行わなくてもよい」に改める。

第十一条中「使用者」を「事業者」に、「行なう」を行ふに改める。

第十一条の前に次の節名を付する。

## 第二節 じん肺管理区分の決定等

第十二条の見出しを「事業者によるエックス線写真等の提出」に改め、同条第一項中「使用者」を「事業者」に、「第九条」を「第九条の二」に、「行なつた」を「行つた」に改め、「遲滞なく」の下に、「労働省令で定めるところにより」を加え、「にかかるている」を「の所見がある」に、「次の各号に掲げる書面」を「じん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第十三条の見出しを「じん肺管理区分の決定手続等」に改め、同条第一項中「第九条」を「第九条の二」に、「にかかるてない」を「の所見がない」に、「健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第二項中「又は労働安全衛生法第六十六条第一項若しくは第二項の健康診断に関する」を「の結果を証明する書面その他労働省令で定める」に、「当該労働者がじん肺にかかるているかどうかの別及び健康管理の区分」を「当該労働者についてじん肺管理区分」に改め、同条第三項中「じん肺が相当に進行している疑いがある」と認められる労働者について」を削り、「行なうため」を「行うため」、「使用者」を「事業者」に、「又は」を「若しくは」に、「行なうべきことを」を「行うべきこと」に改め、同条第四項中「使用者」を「事業者」に、「行なつた」を「行つた」に改め。

第十四条第一項中「使用者」を「事業者」に、「前条第四項」を「前条第三項若しくは第四項」に改め、同条第二項中「使用者」を「事業者」に、「そこの内容を当該労働者」を「労働省令で定めるところにより、当該労働者（労働省令で定める労

働者であつた者を含む。）に対しても、その者について決定されたじん肺管理区分及びその者が留意すべき事項」に改め、同条に次の一項を加える。

第十一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、「受け取る」の下に「労働省令で定めるところにより」を加え、「じん肺にかかるているかどうかの別及び健康管理の区分」を「じん肺健康診断の結果を証明する書面その他の労働省令で定める書面」に改め、「受け取る」の下に「労働省令で定めるところにより」を加え、「じん肺にかかるているかどうかの別及び健康管理の区分」を「じん肺健康診断の結果を証明する書面」に改め、同条第三項中「第十三条第三項」を「第十三条第二項中「前条」とあるのは「第十五条第二項」と、同条第三項に、「使用者」を「事業者」に、「読み替える」を「第十二条第一項又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第二項」と読み替えるに改める。

第十六条第一項中「使用者」は、「何時でも」を「事業者は、いつでも」に、「行ない」を「行い」、労働省令で定めるところにより、「じん肺にかかるているかどうかの別及び健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第二項中「前条」とあるのは「第十六条第二項の規定により準用する第十五条第二項」と、第十四条第一項中「第十二条又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項又は第十六条第二項及び第十六条の二第二項」に改める。

第十九条第二項中「労働者であつた者がじん肺にかかるているかどうかの別及びその者の健康管理の区分」を「労働者であつた者についてじん肺管理区分」に改め、同条第三項中「これららの規定中」の下に「都道府県労働基準局長」とあるのは「労働大臣」と、「使用者」を「前項の決定」とあるのは「裁決」と、「事業者」に改め、同条第四項中「第十三条第四項」を「第十三条第二項若しくは第四項」に改める。

3 事業者は、前項の規定により、労働者を粉じん作業に従事する労働者であつた者について、適正なじん肺管理区分を決定するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対して、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その旨を記載した書面を作成し、これを三年間保存しなければならない。

第十五条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、「受け取る」の下に「労働省令で定めるところにより」を加え、「じん肺にかかるているかどうかの別及び健康管理の区分」を「じん肺健康診断の結果を証明する書面その他の労働省令で定める書面」に改め、「受け取る」の下に「労働省令で定めるところにより」を加え、「じん肺にかかるているかどうかの別及び健康管理の区分」を「じん肺健康診断の結果を証明する書面」に改め、同条第三項中「第十三条第三項」を「第十三条第二項中「前条」とあるのは「第十五条第二項」と、同条第三項に、「使用者」を「事業者」に、「読み替える」を「第十二条第一項又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第二項」と読み替えるに改める。

第十六条第一項中「使用者」は、「何時でも」を「事業者は、いつでも」に、「行ない」を「行い」、労働省令で定めるところにより、「じん肺にかかるているかどうかの別及び健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第二項中「前条」とあるのは「第十六条第二項の規定により準用する第十五条第二項」と、第十四条第一項中「第十二条又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項又は第十六条第二項及び第十六条の二第二項」に改める。

第十九条第二項中「労働者であつた者がじん肺にかかるているかどうかの別及びその者の健康管理の区分」を「労働者であつた者についてじん肺管理区分」に改め、同条第三項中「これららの規定中」の下に「都道府県労働基準局長」とあるのは「労働大臣」と、「使用者」を「前項の決定」とあるのは「裁決」と、「事業者」に改め、同条第四項中「第十三条第四項」を「第十三条第二項若しくは第四項」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（エックス線写真等の提出命令）

第十六条の二 都道府県労働基準局長は、常時

## 第三節 健康管理のための措置

### （事業者の責務）

第二十条の一 事業者は、じん肺健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要がある

と認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業上適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 第十三条规定から第四項まで及び第十四条规定は、前項の規定によりエックス線写真等の提出があつた場合に準用する。この場合において、第十四条第一項中「第十二条又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第二項」と読み替えるものとする。

第十七条の見出しを「（記録の作成及び保存等）に改め、同条中「使用者」を「事業者」に、「行なつた」を「行つた」に、「作成」、これを五年間保存しなければならない」を「作成しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業者は、労働省令で定めるところにより、前項の記録及びじん肺健康診断に係るエックス線写真を七年間保存しなければならない。

第十八条第一項中「及び第十六条第二項」を「第十六条第一項及び第十六条の二第二項」に改める。

第十九条第二項中「労働者であつた者がじん肺にかかるているかどうかの別及びその者の健康管理の区分」を「労働者であつた者についてじん肺管理区分」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業者は、前項の規定により、労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事されることとなつたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

第二十一条に次の二項を加える。

4 都道府県労働基準局長は、じん肺管理区分が管理三口である労働者が現に常時粉じん作業に従事している場合において、地方じん肺診査医の意見により、当該労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対し

事させるべきことを指示することができる。

第一十二条中「使用者は、前条第一項の勧告を受けた」を「事業者は、次の各号に掲げる」に改め、「従事しなくなつたとき」の下に「(労働契約の期間が満了したことにより離職したときその他労働省令で定める場合を除く。)」を加え、「労働省令で定めるところにより」を「その日から七日以内に」に改め、「その者に対して」の下に「次の場合に掲げる労働者」として、それぞれを「三十日分」を「当該各号に掲げる日数分」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、労働大臣が必要があると認めるときは、転換手当の額について、労働省令で別段の定めをすることができる。

一 前条第一項の規定による勧告を受けた労働者又はじん肺管理区分が管理三口である労働者(次号に掲げる労働者を除く。)三十日分

二 前条第四項の規定による指示を受けた労働者六十日分

第三十二条の次に次の二条を加える。

(作業転換のための教育訓練)

第二十二条の二 事業者は、じん肺管理区分が管理三である労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるために必要があるときは、

その者に対して、作業の転換のための教育訓練を行うよう努めなければならない。

第二十三条第一項中「健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、「決定された者」の下に「及び合併症にかかると認められる者」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条

第二十七条第一項中「関係使用者」を「関係事業者」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行つる。

ものとする。

第三十二条第一項中「使用者」を「事業者」に改め、「発散の」の下に「防止及び」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十三条第一項中「使用者が行なう」を「事業者が行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第三十四条中「第二十一条第一項の勧告を受けてもなお」を「じん肺管理区分が管理三である労働者が」に、「労働者」を「ときは、当該労働者」に改める。

第五章中第三十六条の前に次の二条を加える。(法令の周知)

第三十五条の二 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を粉じん作業を行う作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けられる等の方法により、労働者に周知させなければならない。

(じん肺健康診断に関する秘密の保持)

第三十五条の三 第七条から第九条の二まで及び第五十六条第一項のじん肺健康診断の実施の

事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

第三十九条第一項中「この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行なわせるため」を削り、同条第三項を同条

第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条

第三項の次に次の二項を加える。

2 中央じん肺診査医は、この法律の規定によ

るじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行なわせる。

第三十六条第二項の下に「及び第十六条の二第二項を、「場合を含む。」の下に「、第十四条第三項(第十六第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は第

二十三条第二項」を、「第三十五条の二、第三十五の三又は第四十三条の二第二項」に改め、同条第二号中「第十三条第三項」の下に「(第十六

条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

3 地方じん肺診査医は、この法律の規定によ

るじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行なわせば、第二十一条第四項の規定によ

る指示に従事する事務に参画するものとす

る。

第四十条第一項中「この法律の規定による診断又は審査のため」を「前条第二項又は第三項の規定による職務を行うため」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十三条の次に次の二条を加える。

(労働者の申告)

第四十三条の二 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事實を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

第五章中第三十六条の前に次の二条を加える。

(法令の周知)

第三十五条の二 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を粉じん作業を行う作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けられる等の方法により、労働者に周知させなければならぬ。

第三十六条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令

として、労働者に對して、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第四十四条中「使用者」を「事業者」に改め、第五章中同条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第四十五条中「五千円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第六条から第九条まで」を「第六

条、第七条、第八条第一項、第九条第一項」に改め、「第十三条第四項」の下に「(第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)」を「第

十六条第二項」の下に「及び第十六条の二第二項を、「場合を含む。」の下に「、第十四条第三項(第十六第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は第

二十三条第二項」を、「第三十五条の二、第三十五の三又は第四十三条の二第二項」に改め、同条第二号中「第十三条第三項」の下に「(第十六

条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

2 中央じん肺診査医は、この法律の規定によ

るじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行なわせば、第二十一条第四項の規定によ

る指示に従事する事務に参画するものとす

る。

(労働省設置法の一部改正)

第四条第一十六号中「検定」を「個別検定及び

型式検定」に、「行なう」を「行う」に改め、同条

第二十七号中「検定代行機関」を「個別検定代行機関、型式検定代行機関、指定試験機関」に、

「行なう」を「行う」に改め、同号の次に次の二号

を加える。

二十七の二 労働安全衛生法に基づいて、検

査査者の登録を行い、これに対し監督を行

うこと。

「命令」の下に「又は指示」を加える。

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

二 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

三 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

四 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

五 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

六 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

七 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

八 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

九 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

十 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

十一 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

十二 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

十三 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

十四 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

十五 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

十六 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

十七 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

十八 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

十九 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

二十 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

二十一 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

二十二 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

二十三 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

二十四 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

二十五 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

二十六 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

二十七 第二条の規定及び附則第四条の規定(労働規定による職務を行うため)、「行なう」に改める。

二十七の三 労働安全衛生法に基づいて、化  
学物質による労働者の健康障害を防止する  
ため、有毒性の調査を行うべきことを指示  
すること。

第四条第二十八号中「免許に係る試験」を「免  
許試験」に改め、同条第三十一号の二中「労働者  
の健康管理の区分」を「労働者についてのじん肺  
管理区分」に、「勧告」を「指示」に改める。

第八条第一項第四号を次のように改める。

四 労働者についてのじん肺管理区分の決定  
に関すること。

第八条第一項第八号及び第二項中「検定代行  
機関」を「個別検定代行機関、型式検定代行機関、  
検査業者、労働安全衛生法第七十五条の二第一  
項の指定試験機関」に、「指定試験機関」を「作業  
環境測定法第二十条第二項の指定試験機関」に  
改める。

理 由

最近における労働災害の動向等にかんがみ、労  
働者の安全と健康の一層の確保を図るため、化学  
物質による労働者の健康障害を防止するための措  
置を強化するとともに、機械等についての検定体  
制等を充実するほか、粉じん作業に従事する労働  
者の健康管理のための措置を最近の医学水準に対  
応させる等の必要がある。これが、この法律案を  
提出する理由である。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正  
する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における労働災害の動向、特  
に、重篤な職業性疾病の発生状況にかんがみ、  
労働者の安全と健康の一層の確保を図るために、  
化学物質による労働者の健康障害を防止するた  
めの措置を強化するとともに、機械等の検定制  
度等を整備改善するほか、粉じん作業に従事す  
る労働者の健康管理のための措置を最近の医学

水準に対応させて、充実しようとするもので、  
その要旨は次のとおりである。

(一) 労働安全衛生法の一部改正

一定の新規の化学物質を製造し、又は輸  
入しようとする事業者は、当該化学物質に  
ついて有害性の調査を行い、その結果を労  
働大臣に届け出なければならないことと  
し、労働大臣は、当該化学物質の名称を公  
表するとともに、必要があると認めるとき  
は、当該届出をした事業者に対し、労働者  
の健康障害を防止するための措置を勧告す  
ることができるものとすること。

2 労働大臣は、がんその他の重度の健康障  
害が生ずるおそれのある化学物質を製造  
し、輸入し、又は使用している事業者等に  
対し、一定の方法による有害性の調査の実  
施及びその結果の報告を指示することがで  
きるものとすること。

3 労働大臣は、化学物質等と労働者の疾病  
との相関関係を把握するため、疫学的調査  
その他の調査を実施するとともに、その調  
査の適切な実施のため、事業者等関係者に  
対し、質問し、又は必要な報告等を求める  
ことができるものとすること。

4 事業者は、作業環境測定又は健康診断の  
結果、労働者の健康保持のため、必要な設  
備の整備等に努めなければならないものと  
すること。

5 健康管理手帳は、離職後に交付要件を満  
たした者に対しても交付するものとすること。  
と。

6 機械等の検定制度の整備、定期自主検査  
の充実、指定試験機関による免許試験の実  
施等について改善を図ることとする。

7 有害物の表示方法、統括安全衛生責任者  
の業務執行に対する都道府県労働基準局長  
の勧告その他所要の規定の整備を図るもの  
とする」と。

(二) じん肺法の一部改正

1 じん肺の定義を、粉じんを吸入すること  
によつて肺に生じた線維増殖性変化を主体  
とする疾病に改めるとともに、肺結核以外  
のじん肺と密接な関係があると認められる  
疾病についてもじん肺の合併症として、適  
切な健康管理を行うものとすること。

2 じん肺の進展を的確に防止するため、現  
行の健康管理区分をエックス線写真的像を  
基礎とする五区分のじん肺管理区分に改め  
るものとすること。

3 じん肺健康診断の実施について改善を図  
ることとともに、新たに、事業者は、一定の要  
件に該当する労働者が離職の際にじん肺健  
康診断を行うよう求めたときは、健康診  
断を行わなければならぬものとするこ  
と。

4 都道府県労働基準局長は、適正なじん肺  
管理区分決定のため必要があるときは、事  
業者に対して、エックス線写真、じん肺健  
康診断の結果を証明する書面等の提出を命  
ずることができるものとすること。

5 じん肺の進展段階に応じて的確な健康管理  
を行うため、事業者は、労働者の粉じん  
にさらされる程度の低減又は粉じん作業以  
外の作業への転換等の措置を講ずるよう  
努めなければならないものとすること。

6 じん肺管理区分が管理三である労働者が  
粉じん作業に従事している場合には、都道  
府県労働基準局長は、事業者に対して、他  
の作業への転換を勧告し、又は指示するこ  
とができることとし、事業者は、指示に基  
づき作業転換を行つた場合には、その者に  
平均賃金の六十日分の転換手当を支払わな  
ければならないものとすること。

(三) 施行期日

1 労働安全衛生法の一部改正については、  
公布の日から起算して六箇月を経過した日  
から施行すること。ただし、化学物質の有  
害性の調査及び定期自主検査の充実に関す  
る部分は、公布の日から起算して二年を超  
えない範囲内において政令で定める日から  
施行すること。

2 じん肺法の一部改正については、公布の  
日から起算して九箇月を超えない範囲内に  
おいて政令で定める日から施行すること。

3 施行期日

1 労働安全衛生法の一部改正に対する附帯決議  
は、職業病対策等の充実強化と粉じん作業に從  
事する労働者の健康管理のための措置の充実を  
講ずることは、時宜に適するものと認め、本案  
は、可決すべきものと認決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに  
決した。

右報告する。

昭和五十二年四月二十六日

衆議院議長 保利 茂殿

社会労働委員長 橋本龍太郎

〔別紙〕

一 国は化学物質等の有害性調査のための施設の  
整備に努めるとともに、既存の化学物質につい  
て、その有害性調査を国際的な連携もとりつ  
つ、計画的、積極的に推進すること。

二 労働者が産業の場で取り扱う化学物質について、労働者の健康を確保するため必要な表示の充実を図ること。

三 産業医確保のための積極的対策を講ずるとともに、産業医制度の充実を促進する具体的方策を拡充強化すること。

四 じん肺の合併症については、労働者保護の立場に立ち、専門家の意見を十分尊重して、その範囲及び具体的要件を定めること。

五 改正じん肺法の運用に当たっては、現行法により労働者に与えられている保護を損なうことのないよう慎重に配慮すること。

六 本改正法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官の増員と、労働安全・衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。

七 問題の多い業種についての専門の部会の設置等、労働基準審議会の運用の充実と労災防止指導員の活用に努めること。

#### 領海法

#### 領海法

(領海の範囲)

第一条 我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線までの海域とする。

(基線)

第二条 基線は、低潮線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線とする。ただし、内水である瀬戸内海については、他の海域との境界として政令で定める線を基線とする。

第三条 前項本文に規定する線を基線として用いる場合の基準その他基線を定めるに当たつて必要な事項は、政令で定める。

(附則)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

一 議案の要旨及び目的  
本案の主な内容は、次のとおりである。  
(一) 我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線までの海域とすること。  
(二) 基線は、低潮線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線とする。ただし、内水である瀬戸内海については、他の海域との境界を基線とすること。

二 当分の間、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡(これらの海域にそれぞれ隣接し、かつ、船舶が通常航行する経路からみてこれらの海域とそれぞれ一体をなすと認められる海域を含む。以下「特定海域」という。)については、第一項の規定は適用せず、特定海域に係る領海は、それぞれ、基線からその外側三海里の線及びこれと接続して引かれる線までの海域とする。

#### 領海法案

右

国会に提出する。

昭和五十二年三月二十九日

内閣総理大臣 福田赳氏

3 特定海域の範囲及び前項に規定する線について

ては、政令で定める。

#### 理由

第三次国際連合海洋法会議の動向その他最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩みを考慮し、沿岸漁業の保護等を図るため、我が国の領海を拡張する必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

二 議案の修正議決理由  
沿岸漁業の保護等を図るため、我が国の領海を拡張しようとする本案の趣旨は妥当なものと認めるが、我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線までの海域としているが、その線が、外国との中間線を超えているときは、その超えていた部分については、中間線までとすること等並びに施行期日について、公布の日から起算して、二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することの二点にわたる修正を行ふことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本修正は、自由民主党提案により行われたものである。

また、日本社会党、公明党・国民会議及び日本共産党・革新共同の共同提案にかかる修正案並びに民社党及び新自由クラブの共同提案にかかる修正案は、少数をもつていずれも否決された。

右報告する。

昭和五十二年四月二十七日

農林水産委員長 金子 岩三

衆議院議長 保利 茂殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

四 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## (領海の範囲)

第一条 我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線〇までの海域とする。

(その線が基線から測定して中間線を超えてい

るときは、その超えていた部分については、中間線(我が国と

外國との間に合意した中間線に代わる線があるときは、その

線)とする。)

前項の中間線は、いずれの点をとつても、基線上の最も近い

点からの距離と、我が国の海岸と向かい合っている外國の海岸

に係るその外國の領海の幅を測定するための基線上の最も近い

点からの距離とが等しい線とする。

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超える。

2 この法律は、この範囲内において政令で定める日から施行する。

漁業水域に関する暫定措置法

## 右

国会に提出する。

昭和五十二年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 起夫

## 漁業水域に関する暫定措置法

## (趣旨)

第一条 この法律は、最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩みその他の漁業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対処し、並びに水産資源の適切な保存及び管理を図るため、漁業水域における漁業等に関する管轄権の行使に関し必要な暫定措置を定めるものとする。

## (漁業水域における管轄権)

第二条 我が国は、漁業水域における漁業(水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。以下同じ。)に関する管轄権を有する。

第三条 我が国は、漁業水域における水産動植物の採捕(漁業に該当するものを除く。以下同じ。)に

関しても、管轄権を有する。

第四条 我が国は、前二項の管轄権の行使に当たつて

は、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保

存及び管理についての勧告等を尊重するものと

する。

第五条 我が国は、前二項の管轄権の行使に當たつて

は、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保

存及び管理についての勧告等を尊重するものと

する。

第六条 我が国は、前二項の管轄権の行使に當たつて

は、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保

存及び管理についての勧告等を尊重するものと

する。

第七条 我が国は、前二項の管轄権の行使に當たつて

は、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保

存及び管理についての勧告等を尊重するものと

する。

第八条 我が国は、前二項の管轄権の行使に當たつて

は、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保

存及び管理についての勧告等を尊重するものと

する。

第九条 我が国は、前二項の管轄権の行使に當たつて

は、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保

存及び管理についての勧告等を尊重するものと

する。

第十条 我が国は、前二項の管轄権の行使に當たつて

は、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保

存及び管理についての勧告等を尊重するものと

する。

第十一条 我が国は、前二項の管轄権の行使に當たつて

は、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保

存及び管理についての勧告等を尊重するものと

する。

第十二条 我が国は、前二項の管轄権の行使に當たつて

は、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保

存及び管理についての勧告等を尊重するものと

する。

第十三条 我が国は、前二項の管轄権の行使に當たつて

は、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保

存及び管理についての勧告等を尊重するものと

する。

## (漁業等の許可)

第一条 外国人は、漁業水域(前条各号に掲げる海域を除く。)をいう。

第二条 この法律において「外国人」とは、次に掲げる

ものをいう。

一 日本の国籍を有しない者。ただし、道法に

じ。(。)においては、農林省令で定めるところによ

り、農林大臣の許可を受けなければ、漁業又は

水産動植物の採捕を行つてはならない。ただ

し、次の各号の一に該当するときは、この限り

でない。

第三条 この法律において「農林大臣」とは、農林省令で定めるところにより、その外国人に許可

證を受けて行われるものであるとき。

第四条 外国人が漁業水域において行う漁業及び

水産動植物の採捕に関しては、政令で定めると

ころにより、我が国の法令を適用する。この場

合において、必要な技術的読替えは、政令で定

める。場合において、必要な技術的読替えは、政令で定

める。

第五条 外国人は、漁業水域のうち次に掲げる海

域においては、漁業又は水産動植物の採捕を行

つてはならない。ただし、その水産動植物の採

捕が農林省令で定める軽易なものであるとき

は、この限りでない。

第六条 領海法附則第一項に規定する特定海域であ

る海域(我が国が基線から、いずれの点をと

つても我が国が基線上の最も近い点からの距

離が十二海里である線までの海域に限る。)

第七条 農林大臣は、前条第一項の許可の申請が

あつた場合において、その申請に係る漁業又は

水産動植物の採捕に係る船舶にその旨を見やすいよう

に表示し、かつ、当該船舶に前項の許可証を備

え付けておかなければならない。

第八条 第一項の許可を受けた外国人は、農林省令で

定めるところにより、その行う漁業又は水産動

植物の採捕に係る船舶にその旨を見やすいよう

に表示し、かつ、当該船舶に前項の許可証を備

え付けておかなければならない。

第九条 第一項の許可を受けた外国人は、農林省令で

定めるところにより、その行う漁業又は水産動

植物の採捕に係る船舶にその旨を見やすいよう

に表示し、かつ、当該船舶に前項の許可証を備

え付けておかなければならない。

第十条 第一項の許可を受けた外国人は、農林省令で

定めるところにより、その行う漁業又は水産動

植物の採捕に係る船舶にその旨を見やすいよう

に表示し、かつ、当該船舶に前項の許可証を備

## (漁業等の許可)

第十六条 外国人は、漁業水域(前条各号に掲げる

海域を除く。)においては、農林省令で定めるところによ

り、農林大臣の許可を受けなければ、漁業又は

水産動植物の採捕を行つてはならない。ただ

し、次の各号の一に該当するときは、この限り

でない。

第十七条 この法律において「農林大臣」とは、農林省令で定めるところにより、その外国人に許可

證を受けて行われるものであるとき。

第十八条 外国人が漁業水域において行う漁業及び

水産動植物の採捕に関しては、政令で定めると

ころにより、我が国の法令を適用する。この場

合において、必要な技術的読替えは、政令で定

める。

第十九条 外国人は、漁業水域のうち次に掲げる海

域においては、漁業又は水産動植物の採捕を行

つてはならない。ただし、その水産動植物の採

捕が農林省令で定める軽易なものであるとき

は、この限りでない。

第二十条 領海法附則第一項に規定する特定海域であ

る海域(我が国が基線から、いずれの点をと

つても我が国が基線上の最も近い点からの距

離が十二海里である線までの海域に限る。)

第二十一条 農林大臣は、前条第一項の許可の申請が

あつた場合において、その申請に係る漁業又は

水産動植物の採捕が、国際約束その他の措置に

より適確に実施されると認められること、外国

人が漁業水域において行う漁業又は水産動植物

の採捕につき農林省令で定める区分ごとに農林大臣の定める漁獲量の限度を超えないと認められることその他政令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

2 前項の規定による漁獲量の限度の決定は、政令で定めるところにより、漁業水域における科学的根拠を有する水産資源の動向及び我が國漁業者の漁獲の実情を基礎とし、漁業水域における外国人による漁獲の実情、外国周辺水域における我が國漁業の状況等を総合的に考慮して行わなければならない。

第八条 外国人は、第六条第二項の規定により許可証の交付を受けるときは、政令で定める額の入漁料を国に納付しなければならない。

2 特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、前項の入漁料を減額し、又は免除することができる。

3 前二項に定めるもののほか、入漁料に関し必要な事項は、政令で定める。

(試験研究等のための水産動植物の採捕の承認)

第九条 外国人は、漁業水域において試験研究その他の農林省令で定める目的のために水産動植物の採捕を行おうとするときは、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならぬ。ただし、その水産動植物の採捕が、第六条第一項第一号の政令で定める高度回遊性魚種に係るものであるとき、又は第五条ただし書の農林省令で定める容易なものであるときは、この限りでない。

2 前項の承認の申請をする外国人は、政令で定めるところにより、政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 第六条第二項及び第三項の規定は第一項の承認について、前項第二項の規定は前項の手数料について準用する。

(制限又は条件)

第十一条 第六条第一項の許可又は前条第一項の承認には、制限又は条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可等の取消し等)

第十二条 農林大臣は、第六条第一項の許可を受けた外人が法令又は前条の制限若しくは条件に違反したときは、期間を定めて漁業若しくは水産動植物の採捕の停止を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる。

2 農林大臣は、第九条第一項の承認を受けた外人が法令又は前条の制限若しくは条件に違反したときは、同項の承認を取り消すことができる。

二 第十一条の規定により第六条第一項の許可に付された制限又は条件(第十条の規定により変更されたものを含む。)に違反した者は、五

第十八条 第十条の規定により第九条第一項の承認に付された制限又は条件(第十条の規定により変更されたものを含む。)に違反した者は、五

第十九条 第十二条の規定により、犯人が所有し、又は所持する漁獲物及びその製品、船舶又は漁具その他の漁業若しくは水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

二十一条 第十六条第三項(第九条第三項において「本件」を含む。)の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十七条、第十八又は前条の違反行為をしたときは、行為者の刑を科する。

二十三条 第六条の二 この法律の規定に基づき政令又は農林省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は農林省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

二十四条 第六条の二の規定に依る経過措置を指定して適用しないこととすることができる。

二十五条 第五条から第十一条までの規定については、政令で、当該規定ごとに外国人及び海域を指定して適用しないこととすることができる。

二十六条 第六条の二の規定に依る経過措置を指定して適用しないこととすることができる。

二十七条 第九条第二項中「漁業」の下に「若しくは水産動植物の採捕」を加える。

(経過措置)

第六条の二 この法律の規定に基づき政令又は農林省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は農林省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

二十九条 第九条第二項中「漁業」の下に「若しくは水産動植物の採捕」を加える。

### 理由

我が国の領海に接続して設定する漁業水域における漁業等に関する管轄権の行使に関し必要な暫定措置を定め、最近における新しい海洋秩序への國際社会の急速な歩みその他の漁業を取り巻く國際環境の著しい変化等に対処し、並びに水産資源の適切な保存及び管理を図る必要がある。これ

(条約の効力)

第十六条 この法律に規定する事項に関して条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、千円以下の罰金に処する。

一 第五条又は第六条第一項の規定に違反した者は、五百円以下の罰金に処する。

二 第十一条の規定により第六条第一項の許可に付された制限又は条件(第十条の規定により変更されたものを含む。)に違反した者は、五

三 第十二条の規定による命令に違反した者は、一千円以下の罰金に処する。

四 第十四条の規定により第六条の次に次の二条を加える。

二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十七条、第十八又は前条の違反行為をしたときは、行為者の刑を科する。

二十二條 この法律の規定に違反した罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 外国人漁業の規制に関する法律の一部改正(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

二 外國、外國の公共団体若しくはこれに準同条第二号を次のように改める。

が、この法律案を提出する理由である。

### 漁業水域に関する暫定措置法案(内閣提出) に関する報告書

#### 議案の要旨及び目的

本案は、最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩みその他の漁業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対処し、並びに水産資源の適切な保存及び管理を図るため、漁業水域における漁業等に関する管轄権の行使に関し必要な暫定措置を定めるものとするものである。主な内容は次のとおりである。

#### (一) 漁業水域

漁業水域の範囲は、我が國の領海の基線から二百海里の海域(領海及び政令で定める海域を除く。)とする。

この場合、漁業水域は、外国との中間線(当該外国との間で合意した中間線に代わるべき線があるときは、その線)を超えないものとすること。

#### (二) 管轄権

漁業水域においては、我が國が漁業及び水産動植物の採捕(継続反復して行われないもの)に関する管轄権を有すること。

#### (三) 外国人に対する規制

1 領海法案において領海の幅員が十二海里まで拡大されない海域及び資源保護又は漁業調整上必要な海域として農林大臣が定める海域は、外国人の漁業等の禁止区域とすること。

2 漁業水域においては、外国人は、農林大臣の許可又は承認を受けなければ漁業又は水産動植物の採捕を行つてはならないこととすること。

#### 3 2の許可は、4の割当量の範囲内で当該

外国人の漁業が国際約束等に従つて適確に行われることその他の政令で定める基準に該当する場合に限り行うこととする。

4 漁獲割当量は、一定の区分ごとに漁業水域における資源の動向、我が國漁業の漁獲動向を基礎として、外国人漁業の実情、外國周辺水域における我が國漁業の状況等を総合判断して定めることとする。

5 許可又は承認には、制限又は条件を付すことができることとする。

6 漁業水域に入漁する外国人は、政令で定める額の入漁料を納付しなければならないこととする。

四 我が国は、漁業水域の外側の海域(外国の領海、漁業水域を除く。)においても、我が国起源の溯河性魚種については、我が國が管轄権を有するとの見地から、国際的協調の下にその適切な保存及び管理に努めるものとすること。

五 条約に別段の定めがあるときは、この法律によらず、当該条約の規定によることとする。

六 我国は所要の取締りを行うこととする。

七 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔別紙〕  
農林水産委員長 金子 岩三  
衆議院議長 保利 茂殿  
(小字及び一は修正)

#### 附 則

##### (施行期日)

また、公明党・国民会議の提案にかかる修正案並びに日本共産党・革新共同の提案にかかる修正案は、少数をもつていずれも否決された。

右報告する。

昭和五十二年四月二十七日

なお、本修正は、自由民主党、民社党及び新自由クラブの共同提案により行われたものである。

衆議院会議録第二十三号 漁業水域に関する暫定措置法案及び同報告書

#### 二 議案の修正議決理由

我が國の領海に接続して設定する漁業水域内の漁業等に関する管轄権の行使に関し必要な暫定措置を定めようとする本案の趣旨は妥当なものと認めるが、施行期日について、公布の日から起算して、二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する旨の修正を行うこと

とを認めたが、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

衆議院会議録第一千号(中正誤)	正誤	誤	行段	正誤
委 士 三 公平な				
委 士 四 九 今日の				

昭和五十二年四月二十九日 衆議院会議録第二十三号

七六八

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物簡可

定価 一部 一一〇円  
発行所  
大藏省印刷局  
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
電話 東京 五六二一四四二一(大代)